

世羅町商工会持続化支援事業助成要綱

(目的)

第1条 世羅町小規模企業等の振興に関する基本条例に基づき、小規模企業の持続的な経営に向けた取り組みを支援し、地域の原動力となる小規模事業者の活性化を図ることを目的として本要綱を定める。

- (1) 持続的な経営に向けた経営計画に基づく、生産性向上または販路開拓等の取り組みに要する経費の一部を助成
- (2) 事業承継者が、経営計画に基づいて取り組む、事業承継時の経営安定と円滑な事業展開に係る経費の一部を助成

(助成対象者)

第2条 前条に定める目的を達成するために、下記の各項目に該当する者を助成金の支給対象とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第122号)第2条第5項に規定する小規模企業者であり、世羅町に本店または支店等がある者
- (2) 世羅町商工会(以下「本会」という。)の会員事業者であること
- (3) 町税(国民健康保険税を含む)を滞納していない者
- (4) 風俗営業の適用を受ける事業及び公序良俗に反する事業でないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としている事業でないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者でないこと
- (7) その他商工会長が認める者

(定義)

第3条 この要綱に定める「経営計画」とは、顧客ニーズと市場の動向を鑑み、自社の提供する商品等の強みを活かした経営方針を概ね3年間の期間を目途に作成したものをいう。

- 2 「生産性の向上」とは、付加価値額の増加を目指す取り組みをいう。
- 3 「販路開拓等の取り組み」とは、本事業完了後、概ね1年以内に売上げにつながるが見込める取り組みをいう。
- 4 「事業承継者」とは、会社の経営者が経営者としての地位や株式・不動産などの資産を引き継がせようとする者をいう。

(助成の対象)

第4条 小規模事業者に交付する助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 持続化支援助成金
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費
 - (2) 事業承継支援助成金
店舗の全部又は一部の改修に要する経費
屋外広告物(看板、サイン等)の製作及び設置に要する経費
- 2 前項の規定において、助成金の交付を受けようとする者が、助成対象経費に対して、国、県又

はその他の地方公共団体等から補助金の交付を受けるときは、その額を控除した額とする。

3 助成対象事業を実施する期間は、助成金交付の決定を受けた日から、当該日の属する会計年度の末日までとする。

4 事業承継支援助成金は、申請日より前後各1年の間に事業承継者となる場合を助成対象とする。

(助成金額及び上限)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内の額とし、上限を300千円とする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 持続化助成金については、本会の会計年度内において1回を上限とする。

3 事業承継支援助成金については、事業承継時の1回のみ助成対象とする。

(申請手続き)

第6条 助成金の交付を希望する場合は、助成対象事業に取り組む前に、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 持続化支援助成金 持続化支援事業助成金交付申請書(様式1)

(2) 事業承継支援助成金 事業承継支援事業助成金交付申請書(様式2)

(審査及び交付決定)

第7条 本会会長は、前条の申請書の提出があった場合には、会長が委嘱する者により構成された審査会においてその内容を審査し、適当と認めるときは助成金交付決定通知書(様式3)を申請者に交付する。

(支給手続き)

第8条 申請者は、助成対象事業が終了後、次に掲げる書類を提出しなければならない。提出書類の内容を確認後、申請者の指定する口座に振込支給する。

(1) 事業実績報告書

持続化支援事業助成金実績報告書(様式4)

事業承継支援事業助成金実績報告書(様式5)

(2) 町税の納税証明書(様式6)

(年次報告)

第9条 助成金を受けた申請者は、交付決定後3か年にわたり本会に対し報告を行わなければならない。

(1) 年次報告書(様式7)

(2) 決算書ならびに確定申告書の写し(管轄税務署の証明があるもの)

(3) 町税の完納証明書

(4) その他商工会長が必要と認める書類

2 前項の提出期限は、確定申告書の提出が完了した日から起算して30日以内、又は年度最終日の3月31日のいずれか早い日とする。

(助成金の返還等)

第10条 助成金を受けた申請者が、次の各号に掲げる事項に該当することが判明したときは、持続化補助金事業助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した持続化補助金事業助成金の全部または一部を返還させることができる。

(1) 持続化補助金事業助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

(2) その他不正の事実があったとき

附 則

(実施の時期)

1 この要綱は、平成 28 年 5 月 11 日から施行する。

(実施の時期)

1 この要綱の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。